今の世の中で工場で働いている労働者は長い労働時間と多い賃金を不備なる工場の設備と劣悪なる衛生の下に行はれ絶滅するか今らぬ危険なる状態の中にくらして居る事は説明する迄もなく諸君の深き同情の事と思ひます我々組合員一同は染業組合に対して歎願的に要求した除件の如きは生活擁護上必要を信じて止まいとまふきはめて優しいあたりまえの事を要求したものであるにすぎません勿論表する事自分恥しい位のものであるしかるにもかくはらず勇気ある要求を一考もせず一蹴し去り拒絶したのである、我々の無理解なる態度を利己的欲望を満足する染業組合員の態度は吾々の生存権を脅かす事ここに至り人として黙ってゐられない事は出来ません全決せざるを得ません全体的に考へる事は出来ない事情にあった事実を明白にし我々は最後の一人になる迄要求貫徹の為に戦ふ事を誓ひます

一九二九、四

三筆 [illegible]

染業組合事務所

別記(二)

御通知

拝啓貴社四月四日ノ手紙受領致シ即時回答ニ本部執行委員会ニ出席セサルモノハ任意退社セラレタルモノト認ムルコトニ決シ今ノ会ノ為メ本日通知申上ケ

昭和四年四月五日

染業工場

別記(二)

嘆願書

一、賃金ノ増額　物務部　一日二百三十組　磨工部　一日百八十組

但シ不足ノ場合ハ不足分ノ金額ヲ保証スルコト

一、臨時休業ノ日ハ賃収入ノ一日分ヲ支給スルコト

右嘆願ス

工場主様

従業員一同